

報道機関配付資料 安城市

件名 安城市有料駐車場指定管理者の従業員による不適切な運営管理について

令和6年5月21日

令和6年5月14日に安城市有料駐車場の指定管理者である
蔦井株式会社の従業員が、知人である利用者1名に対し、意図
的に駐車場利用料金を減額する不適切な行為が発生しました。
その後、当該利用者から不足した料金が納付されており、本市
の損害はありません。

本市は、これらの行為に関して、地方自治法第244条の2
第10項及び安城市有料駐車場の設置及び管理に関する条例第
7条の規定に基づき、本日に蔦井株式会社に対して、再発防止
策の策定及び報告を求めることとしました。本市としましては、
当該事業
の今後の適正な業務遂行を確認してまいります。

問い合わせ 安城市役所 維持管理課

電話（直通） 0566-71-2237



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



安城市LINE
公式アカウント
友だち募集中